

かぬまで!

# 土とふれ合う



## 田舎暮らしを始めよう

家庭菜園を楽しみながら  
田舎暮らしを始めたい方へ

農家でない方でも、空き家バンクに登録された農地付き空き家を買うことができます。

※ 通常は、農家でないと農地を買うことはできません。

これから農業を始めたい方へ

指定区域の農用地区域外では、10アールから農業を始められます。

※ 今までは、30アールが基準でした。



農地が付属した空き家を  
売りたい・貸したい方へ

空き家と隣接した農地と一緒に売買・貸借できます。

※ 空き家バンクへの登録と、農地の指定手続きが必要です。

まずはご相談ください!



ご相談は…

※ 農地取得に関すること

農業委員会事務局 : TEL: 0289 (63) 2184

※ 空き家バンクに関すること

建築課 空き家対策係 : TEL: 0289 (63) 2243

※ 移住・定住に関すること

鹿沼営業戦略課 シティプロモーション係 : TEL: 0289 (63) 0154

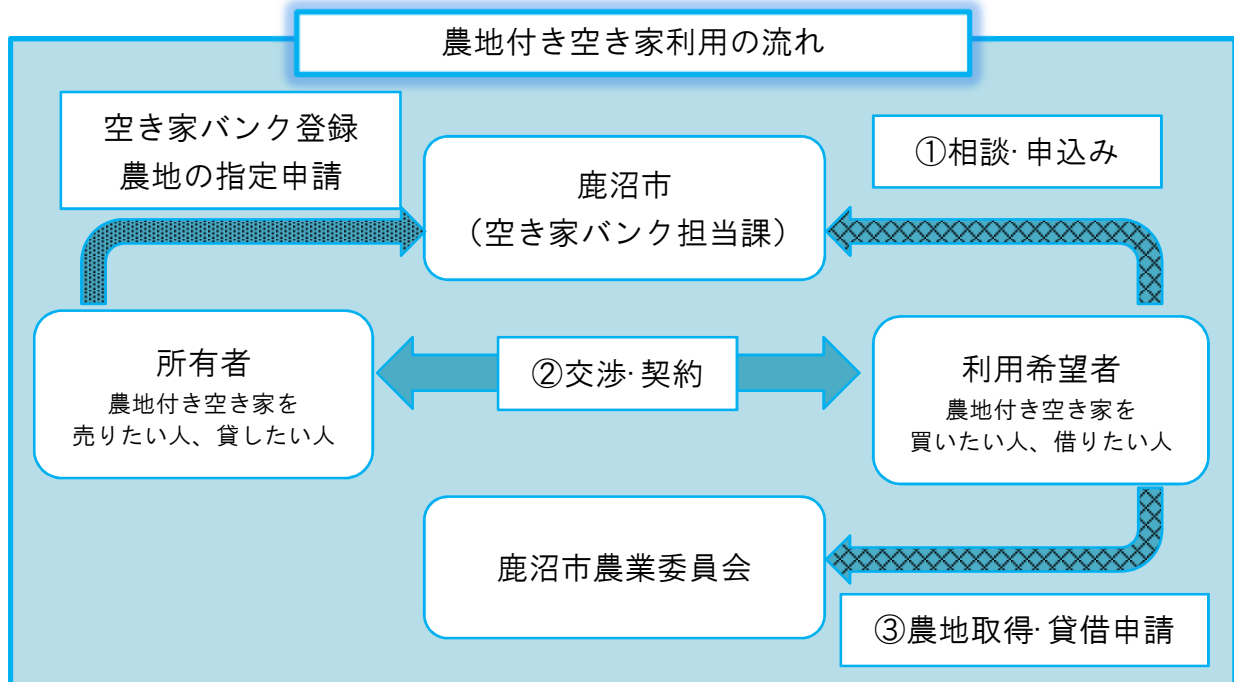
詳しくは裏面をチェック



## 空き家に付属した農地等の別段面積の取扱いについて

農地法第3条による別段面積の取扱基準を見直しました。

指定の区域		農地取得の下限面積
地区名	町名	
東大芦	引田	※農業振興地域農用地区域内 30アール
板荷	板荷	
西大芦	下大久保 上大久保 草久	
加蘇	野尻 加園 下久我 上久我	※農業振興地域農用地区域外 10アール
南摩	上南摩町	
粟野	口粟野 中粟野 入粟野 柏木	※空き家に付属した農地 1アール
粕尾	下粕尾 中粕尾 上粕尾	
永野	下永野 上永野	



### 空き家に付属した農地の指定要件

- \* 空き家が市の「空き家バンク」に登録されていること。
- \* 空き家に隣接した、耕作可能な農地であること。
- \* 空き家と農地の所有者が同じであること。

※ 指定にあたっては、農業委員会において書類及び現地の調査を行います。

### 農地付き空き家の取得要件

- \* 空き家と農地の権利設定の方法（売買または貸借）は同じであること。
- \* 権利取得から5年以上継続して空き家に居住し、その農地を耕作すること。

※ 「空き家に付属した農地」以外の農地を取得する場合は、別に定める下限面積以上が必要です。